

令和 8 年度 第 1 回
各務原市国民健康保険運営協議会
会 議 資 料

日 時 令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 1 時 30 分～

場 所 各務原市役所 4 階第 3 会議室

各務原市国民健康保険

各務原市国民健康保険運営協議会 次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 部長あいさつ

4. 諮問

5. 会議録署名者の指名

6. 協議事項

議 題 1. 令和 8 年度国民健康保険料の保険料率(案)について

7. その他

議題 1. 令和8年度国民健康保険料の保険料率（案）について

■国民健康保険料率(案)について

- ・一人当たり保険料を 対前年度比 平均 6,283 円、約 5.3%引き上げ

●各務原市の令和8年度保険料率(案)

（括弧内は前年度の料率との比較）

	医 療 分	後期支援分	介 護 分	子ども子育て支援金分	合 計
所 得 割	7.45% (-0.16P)	2.50% (+0.0P)	2.18% (+0.02P)	0.20%	12.33% (+0.06P)
被保険者均等割	32,500 円 (+400 円)	11,200 円 (+400 円)	11,400 円 (+300 円)	1,000 円※	56,100 円 (+2,100 円)
世帯別平等割	21,200 円 (+700 円)	7,300 円 (+300 円)	5,400 円 (+100 円)	600 円	34,500 円 (+1,700 円)

※18 歳以上均等割を含む金額で、高校生年代まではかかりません。

・添付資料：子ども子育て支援金制度について

●岐阜県が示した標準保険料との比較

（括弧内は前年度の料率との比較）

	県が示した標準保険料率	本市の保険料率（案）	抑制分
所 得 割	13.41%	12.33%	1.08P
被保険者均等割	60,531 円	56,100 円	4,431 円
世帯別平等割	38,628 円	34,500 円	4,128 円
一人当たり保険料	134,945 円 (+6,348)	125,495 円 (+6,283)	9,450 円

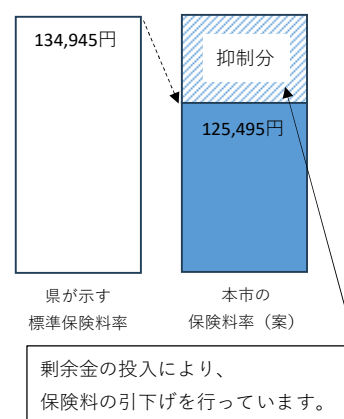
標準保険料率・・・県が国民健康保険法に基づき、安定的に保険給付を行うために必要な保険料の「標準的な水準」を算定した数値

⇒各務原市が国保を運営するために本来徴収すべき保険料を算出する料率

■今後の各務原市の国民健康保険料について

安定した国保運営を図るため、岐阜県の示す標準保険料率に近づけていき、令和 10 年度を目安に標準保険料での運営を行っていく予定です。

保険料の抑制イメージ図
（一人当たり保険料比較）



Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

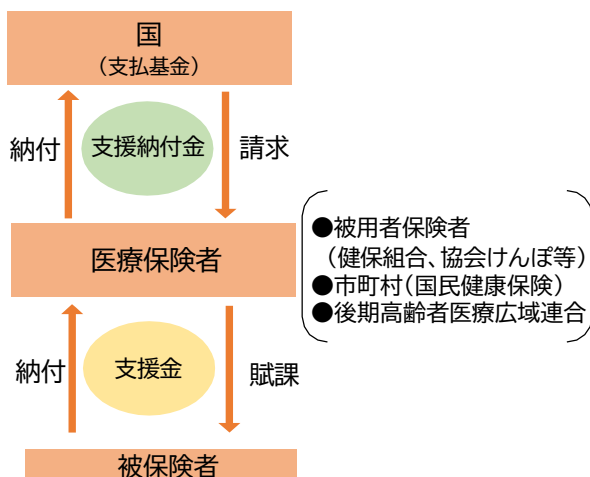
Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q 誰が負担するの？

A 支援金は全ての世代が、公的医療保険（国民健康保険等）を通じて負担します。負担額は収入に応じて異なりますが、年齢や子どもの有無に関係なく負担します。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
 - 支給期間を高校生年代まで延長します。
 - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
 - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- ※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
- ※ 令和8年度より全国実施

保険料計算 《ケース1》

《ケース1》 前年比較(子ども子育て支援金追加)

■世帯情報

	年齢	収入額(Ⅰ) 総所得(Ⅱ)	基準総所得金額 (Ⅲ)
世帯主	69	2,500,000円 1,400,000円	970,000円
妻	66	1,100,000円 0円	0円
合計			970,000円

【世帯の情報】

- ・夫婦2人世帯(65歳以上)
- ・世帯収入:年金収入
- ・低所得による2割軽減適用世帯

		令和8年度				令和7年度			
		医療分	支援金分	介護分	子ども分	医療分	支援金分	介護分	子ども分
1	所得割 基準総所得金額の	7.45%	2.50%	2.18%	0.20%	7.61%	2.50%	2.16%	
2	均等割 一人当たり	32,500 円	11,200 円	11,400 円	1,000 円	32,100 円	10,800 円	11,100 円	
3	平等割 一世帯当たり	21,200 円	7,300 円	5,400 円	600 円	20,500 円	7,000 円	5,300 円	

※子ども分の均等割は、均等割と18歳以上均等割の合算額

■保険料計算

		令和8年度		令和7年度	
医療分	所得割額	(970,000円) × 7.45%	72,265 円		73,817 円
	均等割額	32,500 円 × (2) × 0.8	52,000 円		51,360 円
	平等割額	21,200 円 × 0.8	16,960 円		16,400 円
	合計	最高限度額67万円を超える時は、67万円	① 141,200 円	①	141,500 円
支援金分	所得割額	(970,000円) × 2.50%	24,250 円		24,250 円
	均等割額	11,200 円 × (2) × 0.8	17,920 円		17,280 円
	平等割額	7,300 円 × 0.8	5,840 円		5,600 円
	合計	最高限度額26万円を超える時は、26万円	② 48,000 円	②	47,100 円
介護分	所得割額	(970,000円) × 2.18%	40～64歳のみ 計算		
	均等割額	11,400 円 × (2) × 0.8			
	平等割額	5,400 円 × 0.8			
	合計	最高限度額17万円を超える時は、17万円	③ 0 円	③	0 円
子ども分	所得割額	(970,000円) × 0.20%	1,940 円		0 円
	均等割額	1,000 円 × (2) × 0.8	1,600 円		0 円
	平等割額	600 円 × 0.8	480 円		0 円
	合計	最高限度額3万円を超える時は、3万円	④ 4,020 円	④	0 円
【合計】1年間の保険料(①+②+③+④)			① 193,200 円	②	188,600 円

①～④の計算においては100円未満の端数切り捨て

令和8年度保険料
① 193,200 円

-

令和7年度保険料
② 188,600 円

=

増減
4,600 円

保険料計算 《ケース2》

《ケース2》 標準保険料との比較

■世帯情報

	年齢	収入額(Ⅰ) 総所得(Ⅱ)	基準総所得金額 (Ⅲ)
世帯主	69	2,500,000円 1,400,000円	970,000円
妻	66	1,100,000円 0円	0円
合計			970,000円

【世帯の情報】

- ・夫婦2人世帯(65歳以上)
- ・世帯収入:年金収入
- ・低所得による2割軽減適用世帯

		令和8年度 各務原市の保険料率				令和8年度 標準保険料率			
		医療分	支援金分	介護分	子ども分	医療分	支援金分	介護分	子ども分
1	所得割 基準総所得金額の	7.45%	2.50%	2.18%	0.20%	7.97%	2.81%	2.33%	0.30%
2	均等割 一人当たり	32,500 円	11,200 円	11,400 円	1,000 円	34,896 円	12,247 円	11,983 円	1,405 円
3	平等割 一世帯当たり	21,200 円	7,300 円	5,400 円	600 円	23,477 円	8,240 円	6,041 円	870 円

※子ども分の均等割は、均等割と18歳以上均等割の合算額

■保険料計算

		各務原市の保険料率		標準保険料率	
医療分	所得割額	(970,000円) × 7.45%	72,265 円		77,309 円
	均等割額	32,500 円 × (2) × 0.8	52,000 円		55,834 円
	平等割額	21,200 円 × 0.8	16,960 円		18,782 円
	合計	最高限度額67万円を超える時は、67万円	① 141,200 円	①	151,900 円
支援金分	所得割額	(970,000円) × 2.50%	24,250 円		27,257 円
	均等割額	11,200 円 × (2) × 0.8	17,920 円		19,595 円
	平等割額	7,300 円 × 0.8	5,840 円		6,592 円
	合計	最高限度額26万円を超える時は、26万円	② 48,000 円	②	53,400 円
介護分	所得割額	(970,000円) × 2.18%	40～64歳のみ 計算		
	均等割額	11,400 円 × (2) × 0.8			
	平等割額	5,400 円 × 0.8			
	合計	最高限度額17万円を超える時は、17万円	③ 0 円	③	0 円
子ども分	所得割額	(970,000円) × 0.20%	1,940 円		2,910 円
	均等割額	1,000 円 × (2) × 0.8	1,600 円		2,248 円
	平等割額	600 円 × 0.8	480 円		696 円
	合計	最高限度額3万円を超える時は、3万円	④ 4,020 円	④	5,800 円
【合計】1年間の保険料(①+②+③+④)			① 193,200 円	②	211,100 円

①～④の計算においては100円未満の端数切り捨て

各務原市の保険料		標準保険料		増減
① 193,200 円	-	② 211,100 円	=	-17,900 円